

「高齢者福祉」

■通所型サービスA「ハ乙女げんき塾」(デイサービス)

- 条件 介護保険に該当しない65歳以上の方で、25項目の基本チェックリストで該当し、介護予防のために利用が必要であると認められた方
- 利用 月々金曜日の間で1回午前10時から午後3時まで
- 利用料 700円/回
- 場所 老人福祉センター

■通所型サービスA「元氣パワーアップクラブ」

- 「元氣パワーアップクラブ」体力・運動機能の維持向上を目的に、週1回2時間程度の運動を行う教室です。
- 条件 介護保険に該当しない65歳以上の方で、25項目の基本チェックリストで該当し、介護予防のために利用が必要であると認められた方
- 利用料 200円/回
- 場所 須貝接骨院

■訪問型サービスA(ホームヘルプサービス)

- 条件 介護保険に該当しない65歳以上の方のみの世帯の方で、25項目の基本チェックリストで該当し、日常生活で支援及び指導が必要な方
- 利用 家事支援、1週間2回以内で1回1時間未満
- 利用料 236円/回

■通所型サービスB

- 通所型サービスB 住民主体の集いの場として百歳体操や趣味活動等を行います。
- 条件 だれでも(65歳以上の方で基本チェックリストにおいて該当し、利用が必要と認められた方)
- 利用 毎週火曜日と金曜日午前10時～昼12時
- 利用料 200円/回
- 場所 「つどいの場にじ」(鮎貝3235)

■元氣わくわく教室

- 元氣わくわく教室 介護予防を目的に体力筋力向上と、認知症予防にもなる体操を定期的に行う教室です。
- 条件 65歳以上の方で日常生活に支援の必要がない方
- 利用 各地区コミュニティセンターで週1回開催
- 利用料 200円/回
- 場所 各地区コミュニティセンター

■元氣ワンダフル教室

- 元氣ワンダフル教室 体力・運動機能の維持向上を目的に、週1回2時間通所により運動を行う教室です。
- 条件 65歳以上の方で日常生活に支援の必要がない方
- 利用料 200円/回
- 場所 新野医院運動コーナー

■市町村特別給付(おむつ支給事業)

- 市町村特別給付(おむつ支給事業) 在宅で常時失禁状態にある介護の必要な高齢者に対して、紙おむつを支給します。
- 条件 65歳以上の方で、要介護1以上の常時失禁状態にある高齢者。ただし、要介護1・2については認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa以上の方(入院中は該当しません)の給付 現物(1カ月あたり介護保険制度の利用者負担割合が1割の方は4000円以内、介護保険制度の利用者負担割合が1割以外の方は2000円以内)

■地域生活あんしんネットワーク事業

- 地域生活あんしんネットワーク事業 一人暮らしの高齢者などが、急病や災害などの緊急時にごく簡単な操作で受信センターに通報することのできる緊急通報機器の設置を行います。
- 条件 65歳以上の方のみの世帯、またはこれに準ずる方で

町民税非課税世帯

- 利用料 5400円/月
- 高齢者世帯等雪下ろし費支給事業 自力で雪下ろしができない世帯に対して雪下ろし費用を支給します。
- 条件 町民税非課税世帯で高齢者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯
- 給付 屋根の雪下ろし1回当たり1万5000円を上限として年度3回以内

■高齢者世帯等雪はき支援事業

- 高齢者世帯等雪はき支援事業 自力で除雪ができない世帯に対して除雪支援を行います。
- 条件 町民税非課税世帯で高齢者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯
- 内容 住居の出入り口から生活道路に出るまでの人的除雪を行います。

■認知症初期集中支援推進事業

- 認知症初期集中支援推進事業 認知症の疑いのある方、認知症の方と家族の方が安心して在宅生活が続けられるよう、認知症ケアの専門職が訪問し支援します。また、認知症などの早期発見・早期治療のために専門医による相談を行います。
- 条件 40歳以上の方で認知症について相談したい方やその家族

■おたっしや訪問事業

- おたっしや訪問事業 ひとり暮らしの方が安心して生活できるよう支援するために保健看護職が訪問します。
- 条件 75歳以上のひとり暮らしの方

■おでかけ見守り事前登録

- おでかけ見守り事前登録 徘徊などで行方不明となったとき、早期に発見できるように支援します。
- 認知症高齢者運転免許証自主返納等支援事業 65歳以上で認知症により介護認定を受けている方が運転免許証を自主返納した場合、また75歳以上の方で認知症により運転免許証取消処分となった場合、タクシー利用助成券を交付します。

■家族介護者交流事業

- 家族介護者交流事業 介護者を一時的に介護から解放するために、施設見学等を兼ねた研修を実施します。
- 条件 要介護度3・4・5の方、または認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa以上の方を介護している家族
- 認知症カフェ実施事業 認知症の方やご家族をはじめ、地域の方など誰もが気軽に参加できる認知症カフェ(のどかカフェ)を開催します。

「心身障がい者福祉」

■障がい福祉サービス

- 障がい者の自立した生活を支援します。
- 内容 居宅介護、生活介護、短期入所、就労継続支援、グループホーム、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの居宅生活や障がい者支援施設などへの入所・通所の支援
- 条件 身体・知的・精神障がい者(児)・難病等で支援が必要な方
- ※障害支援区分認定が必要になります。
- 料金 世帯の町民税課税状況に応じた負担と食費などの実費負担

■補装具費支給事業

- 補装具費支給事業 障がい者(児)の身体機能を補完・代替するものを装着することにより、自立した生活を支援します。
- 内容 必要な補装具費を支給
- 条件 身体障害者手帳所有者または難病等で、補装具が必要なる方
- 料金 経費の1割負担

- ※ただし、課税・収入状況に応じて負担上限があります。

■軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

- 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費を助成します。
- 条件 身体障害者手帳の交付対象とならないことなど
- 助成 補聴器購入費用の3分の2
- ※ただし、補聴器の種類ごとに助成上限があります。

■日常生活用具給付事業

- 日常生活用具給付事業 障がい者(児)が日常生活を営むうえで困難を改善し、自立した生活を支援します。
- 内容 ストマ、おむつ等の給付、便器、手すり、住宅改修費給付など
- 条件 障害者手帳所有者または難病等で支援が必要な方
- 料金 経費の1割負担
- ※ただし、課税・収入状況に応じて負担上限があります。

■地域生活支援事業

- 地域生活支援事業 障がい者(児)の地域での自立した生活を支援します。
- 内容 障害者相談支援事業(無料)、日中一時支援事業、移動支援事業(特別支援学校への通学支援含む)、コミュニケーション支援事業、成年後見制度利用支援事業、自動車運転免許取得・改造助成事業など。

■心身障がい者福祉タクシー等利用助成事業

- 心身障がい者福祉タクシー等利用助成事業 タクシー等利用券を交付します。
- 条件 身体・知的・精神障がい者(児)または難病等で支援が必要な方
- 料金 原則サービス料の1割負担と食費などの実費負担
- 内容 年間で福祉タクシー券(620円12枚綴)を1冊交付。人工透析のため通院の方は2冊。(交通費助成を受けている方を除く)
- 条件 身体障害者手帳1～3級の方(ただし、下肢機能障害は1～4級の方)
- 療育手帳A、Bの方
- 精神障害者保健福祉手帳1～2級の方

■人工透析患者通院交通費助成事業

- 人工透析患者通院交通費助成事業 人工透析療法を受けるための通院交通費の助成を行います。
- 条件 身体障害者手帳所有の所得税非課税の方で、生活保護法などにより通院交通費の助成を受けていない方
- ※心身障がい者福祉タクシー等利用助成事業との併用不可。
- 給付 自宅から医療機関までの往復距離により20千円未満 3000円/月

■自立支援医療費支給事業(更生医療・育成医療・精神通院医療)

- 自立支援医療費支給事業(更生医療・育成医療・精神通院医療) 自立支援医療費を支給し、福祉の増進を図ります。
- 条件 更生医療・育成医療・精神通院医療の対象疾病を有する方で、一定所得未満の方
- 給付 医療保険の個人負担分の一部を給付(課税・収入状況などに応じて給付額が異なります。)

■特別障害者手当・障害児福祉手当

- 特別障害者手当・障害児福祉手当 精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において特別の介護を必要とする方に手当を支給します。
- 条件 病院などに3カ月以上入院または施設に入所してい

■重度障がい者介護者激励金

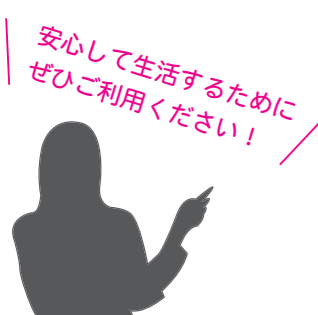
- 重度障がい者介護者激励金 重度障がい者を在宅で介護している方に対し、介護者激励金を支給します。
- 条件 身体障害者手帳1、2級または療育手帳A所有の20歳以上65歳未満の方で、日常生活全般において介護を要する在宅の障がい者の介護者
- 給付 2万6千円/年

■障害者相談支援事業(無料)

- 障害者相談支援事業(無料) 障がい者の自立した生活を支援するため、相談業務を委託しています。
- 内容 障がい者やご家族の悩みや相談に対して、専門的な職員が相談を受け、その方にあった支援を行います。
- 相談日 月々金曜日の午前8時30分から午後5時まで(祝日・年末年始は休み)
- 連絡先 相談支援事業所おきたま ☎8815357

■在宅酸素療法者支援事業

- 在宅酸素療法者支援事業 医師の処方により在宅酸素療法を行っている方に酸素濃縮器の電気料金の助成を行います。
- 給付 呼吸器機能障害により身体障害者手帳3、4級を所有している方は月額1600円。その他の方は月額800円。



安心して生活するためにぜひご利用ください!